

市川市学校運営協議会専門部会の合同開催における専門委員会の
組織及び運営に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成28年4月11日教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき設置された専門部会の合同開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 専門部会は、必要に応じて2以上の合同で専門委員会を開催することができる。

(協議事項)

第3条 専門委員会は、別表の「担当事務」に掲げる専門事項について協議を行うものとする。

(委員)

第4条 専門委員会の委員は、別表の「対象となる協議会」の会長から指名された当該学校運営協議会の委員とする。

2 専門委員会の運営を円滑に行うため、教育委員会は、必要に応じ、専門部会委員以外の者を専門委員会へ出席させることができる。

(座長)

第5条 専門委員会に教育委員会が指名する座長を置くものとする。

2 座長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

(運営)

第6条 専門委員会は、座長が開催する。

2 専門委員会は、協議の経過及び結果を委員の属する中学校ブロックの各学校運営協議会に報告するものとする。

(事務)

第7条 専門委員会の運営に関する事務は、別表の「所管部署」の欄に掲げる課において処理する。

(廃止)

第8条 専門委員会は、第3条の協議事項の協議が終了したときに廃止するものとする。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年7月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年12月16日から施行する。

別表（第3条、第4条、第7条関係）

専門委員会の名称	担当事務	対象となる協議会	所管部署
高谷中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討委員会	義務教育学校の設置に関する事項	高谷中学校学校運営協議会 信篤小学校学校運営協議会 二俣小学校学校運営協議会	市川市教育委員会 学校教育部 学校環境調整課
東国分中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討委員会	義務教育学校の設置に関する事項	東国分中学校学校運営協議会 稲越小学校学校運営協議会 曾谷小学校学校運営協議会	市川市教育委員会 学校教育部 学校環境調整課
宮田小学校新校舎推進会議	宮田小学校の建替えに関する事項	大洲中学校学校運営協議会 宮田小学校学校運営協議会 大洲小学校学校運営協議会 大洲幼稚園学校運営協議会	市川市教育委員会 学校教育部 学校環境調整課
第一中学校新校舎推進会議	第一中学校の建替えに関する事項	第一中学校学校運営協議会 市川小学校学校運営協議会 国府台小学校学校運営協議会 中国分小学校学校運営協議会	市川市教育委員会 学校教育部 学校環境調整課